

令和7年1月10日14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社佐藤渡辺

期間: 令和7年1月10日から令和7年3月9日まで(2ヶ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

(株)佐藤渡辺の営業所長が郡山区検に談合罪で略式起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領別表第2第8号口(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号口(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契約課長 おおぎり大桐 あつひこ敦彦 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ早川 たかし健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 かとう加藤 ひであき英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ武田 ともみ知美 (内線 6313)

令和7年1月10日

近畿地方整備局

株式会社佐藤渡辺に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、(株)佐藤渡辺の石川営業所長が、郡山区検に談合罪で略式起訴された。

2. 指名停止措置理由

株式会社佐藤渡辺の営業所長が郡山区検に談合罪で略式起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領別表第2第8号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社佐藤渡辺

東京都港区南麻布1-18-4

代表取締役 鎌田 修治

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年1月10日から令和7年3月9日まで(2ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(公契約関係競売等妨害又は談合)

8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)

イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員

ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員